

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 本巣市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,821	2,816	524	10,161

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	14,471	13,713	757	685	51	12,812	基金から22百万円繰入
一般会計等	14,471	13,713	757	685		12,812	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計 (事業勘定)	3,534	3,348	186	186	208	-	-	
国民健康保険特別会計 (施設勘定)	373	359	14	14	179	191	76	基金から20百万円繰入
後期高齢者医療特別会計	264	257	7	7	58	-	-	
老人保健医療特別会計	289	264	25	25	-	-	-	
簡易水道特別会計	663	602	60	27	253	2,241	1,838	
農業集落排水特別会計	612	572	39	39	370	5,561	5,561	
公共下水道特別会計	847	779	69	69	240	3,136	3,136	
水道事業会計	307	281	26	454	76	2,417	616	法適用企業
公営企業会計等 計				821		13,546	11,227	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岐阜県市町村会館組合	75	71	3	3	-	-	-	
岐阜県市町村職員退職手当組合	11,738	11,624	114	114	2,690	-	-	
本巣消防事務組合	719	671	47	47	19	-	-	
西濃環境整備組合	1,773	1,701	72	72	19	2,799	400	
岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合	114	98	16	16	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	420	397	23	23	-	-	-	
岐阜県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	161,139	155,554	5,585	5,580	-	-	-	
もとす広域連合(一般会計)	76	68	8	8	1	-	-	
もとす広域連合(介護保険特別会計)	4,765	4,481	284	284	-	-	-	
もとす広域連合(老人福祉施設特別会計)	1,031	929	102	102	30	468	225	
もとす広域連合(療育医療施設特別会計)	111	102	9	9	7	-	-	
もとす広域連合(衛生施設特別会計)	266	247	19	19	-	-	-	
一部事務組合等 計				6,277		3,267	625	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
本巣市土地開発公社	24	161	5	-	-	3,244	-	-	
(財)織部の里もとす	15	141	50	-	-	-	-	-	
(財)NEO桜交流ランド	6	48	50	-	-	-	-	-	
(財)NEOふるさと財団	1	74	50	-	-	-	-	-	
(株)うすずみ特産	1	17	8	-	-	-	-	-	
樽見鉄道(株)	99	63	5	89	171	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			168	89	171	3,244	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,703	4,003	300
減債基金	206	446	240
その他充当可能基金	3,951	4,004	53
充当可能基金 計	7,860	8,453	593

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	9.18	6.74	2.44	13.31	20.00	簡易水道特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	17.08	14.83	2.25	18.31	40.00	農業集落排水特別会計	-	-	-
実質公債費比率	10.5	9.6	0.9	25.0	35.0	公共下水道特別会計	-	-	-
将来負担比率	42.2	30.4	11.8	350.0		水道事業会計	-	-	-
財政力指数	0.76	0.77	0.01						
経常収支比率	82.7	83.2	0.5						

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数( - )で表示している。

2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。